

スポーツ心 *Community Sports Hubs*

～スポーツル補償～

■ 2つの補償を完備

怪我等に対して適用される事故

物損等に対して適用される補償

傷害補償

スポーツ活動中の事故により被った傷害による死亡
後遺障害、入院、手術、通院を補償



賠償責任補償

スポーツ活動中に他人の物を壊したことにより法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害の補償



■ 補償内容

災害死亡見舞金 疾病死亡見舞金	最高1,000万円	※事故の日からその日を含めて180日以内の死亡
後遺障害見舞金 疾病 後遺症見舞金	最高1,000万円	※事故の日からその日を含め180日以内の後遺障害
入院日額	4,000円	※事故の日からその日を含めて180日以内の入院、最長60日まで
通院日額	1,500円	※事故の日からその日を含めて180日以内の通院、最長10日まで
賠償(対人)	1人1億円 1事故5億円	
特定疾病	細菌性食中毒 急性呼吸器疾患(気胸・過換気症候群等) 急性虚血性心疾患(心筋梗塞) 急性脳疾患(くも膜下出血・脳内出血等) 日射病及び熱射病等の熱中症 低体温症 脱水症	

■ お問い合わせ

株式会社スポーツル

東京都豊島区東池袋1-18-1 Hareza Tower 20F

■担当 野村